



かながわ  
消費生活

# 注意・警戒情報

## 子どものオンラインゲーム等の 高額課金に注意！



### 相談事例

未成年の子どもが、保護者のスマートフォンを使い、オンラインゲームで高額な課金をしてしまった。返金してほしい。



○ゲームや動画配信で課金をする方法は、あらかじめ家族で話し合い、ルールを決めましょう。

○子どもが保護者のスマートフォンのアカウント（個人認証）情報やパスワード、クレジットカード情報に簡単にアクセス（利用）できないよう、**管理の方法を見直しましょう。**

- ◆消費生活センターには、保護者が気づかない間に、子どもがオンラインゲームや動画配信サービスで課金をしてしまい、高額な請求が届いたという相談が多く寄せられています。
- ◆未成年者の子どもが保護者の許可なく課金を行った場合、未成年者による取消権によって請求を取り消すことができる場合があります。（成年年齢引下げにより、18歳、19歳は、未成年を理由とした取消しができなくなりました。）
- ◆子どもが自分のスマートフォンを持っているときでも、保護者のスマートフォンから利用時間の制限等を設定し、子どものスマートフォン利用を管理することができます。
- ◆オンラインゲーム等の依存症については、ゲーム依存症の相談外来のある医療機関で相談しましょう。

ゲーム依存症 相談窓口

検索

契約に関するトラブルについては、消費生活センターにご相談ください。

消費者ホットライン

トラブルで困ったときはお電話を！

局番なし

い や や  
188番



国民生活センター  
公式LINE  
はこちら▶▶▶



ご自由にコピー・閲覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。

まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課（045-312-1121）へお問合せください。

消費者問題に  
詳しい弁護士に  
聞きました!

# ステルスマーケティングに注意!

—その口コミ、もしかしたら広告かも!?!—

## ステルスマーケティングとは?

ステルスは、こっそりした行為を指す言葉です。ステルスマーケティングとは、広告であるにも関わらず広告であることを隠す宣伝を指します。例えば、事業者が、有名人やインフルエンサー（インターネット上で視聴者に大きな影響力を与える人物）などに頼んで、個人の感想のようにして、商品やサービスの宣伝をしてもらうような場合が、ステルスマーケティングに当たります。



## ステルスマーケティングの問題点

消費者は、広告宣伝の情報をもとに商品やサービスの購入を決めることがあります。商品やサービスに関する情報が表示されているものが広告宣伝であることが分かれば、消費者はそこに表示されている内容が本当であるのか、大げさではないのかと考えて、購入するか否かを決定することができます。

しかし、宣伝が個人の感想のように書かれてしまうと、そのような考慮をしなくなる危険があります。そして特にインフルエンサーなど影響力のある人が個人の感想であるかのように装って宣伝する場合には、表示された内容をそのまま受け入れる危険が高くなります。ステルスマーケティングは、消費者が自ら考え適切に商品やサービスを選択することを妨げる危険があるのです。

### 消費生活センター相談窓口

### 景品表示法による規制

従来ステルスマーケティングは規制されていませんでした。しかし、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)で規制されることとなり、令和5年10月1日から、ステルスマーケティングは禁止されました。

もし被害に遭ってしまった場合は、すぐに消費者ホットラインや弁護士に相談をしてください。



今回の情報は、神奈川県と神奈川県弁護士会との「SDGs推進協定」の一環で、神奈川県弁護士会の協力により作成したものです。「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向け、消費者被害対策等について両者が連携して取り組んでいくこととしています。

消費生活相談は・・・

弁護士に相談したい方は・・・

消費者ホットライン(身近な消費生活相談窓口につながります)  
局番なし188

神奈川県弁護士会 消費者被害相談  
予約受付:045-211-7700

令和6年2月4日(日) 10:00~16:30 @イオンモール座間

悪質な訪問販売 撲滅! キャンペーン を開催します

お笑いステージ出演者

- ★ 宮田陽・昇さん
- ★ ねづつちさん

詳しくはこちら



困ったときは、  
一人で悩まず  
地元市町村の  
消費生活相談窓口へ

くらし安全防災局  
くらし安全部消費生活課  
相談第二グループ

かながわ中央消費生活センター



消費生活課 HP



Facebook



X(旧Twitter)